



2022年2月10日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 カリン・ドラガン  
 (コード番号 2579 東証第一部)  
 問 合 せ 先 執 行 役 員 荷 堂 真 紀  
 社 長 補 佐  
 (Tel. (03)6896-1707)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款を一部変更する旨を決議し、定款一部変更に関する議案を 2022 年 3 月 24 日開催予定の 2021 年度定時株主総会（以下、本株主総会といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入される予定であることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるとともに、ESG の観点から地球環境に配慮し、紙の使用量削減を含む省資源化を推進することを目的として、定款の一部変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
第 1 条～第 15 条 (省 略)	第 1 条～第 15 条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)



現行	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
第 17 条～第 34 条 (省 略)	第 17 条～第 34 条 (現行どおり)
附 則 (省 略)	附 則 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>附 則 2</u></p> <p><u>(電子提供措置等の効力発生日等に関する経過措置)</u></p> <p>現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 (予定) | 2022 年 3 月 24 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 (予定)      | 2022 年 9 月 1 日  |

以 上